

患者負担割合及び高額療養費自己負担限度額（令和9年8月～）

70歳未満	所得区分			負担割合	月単位の上限額（円）		年単位の上限額（円）
	年収換算	健保（標準報酬月額）	国保（旧ただし書き所得）		多数回該当		
	約1,650万円 ～	127万円以上	1,356万円超	3割 （※1）	342,000 +（医療費－1,140,000）× 1%	<140,100>	1,680,000
	約1,410万円 ～ 約1,650万円	103万円 ～ 121万円	1,110万円～1,356万円		303,000 +（医療費－1,010,000）× 1%		
	約1,160万円 ～ 約1,410万円	83万円 ～ 98万円	901万円～1,110万円		270,300 +（医療費－ 901,000）× 1%		
	約1,040万円 ～ 約1,160万円	71万円 ～ 79万円	809万円～901万円		209,400 +（医療費－ 698,000）× 1%	<93,000>	1,110,000
	約950万円 ～ 約1,040万円	62万円 ～ 68万円	679万円～809万円		194,400 +（医療費－ 648,000）× 1%		
	約770万円 ～ 約950万円	53万円 ～ 59万円	600万円～679万円		179,100 +（医療費－ 597,000）× 1%		
	約650万円 ～ 約770万円	44万円 ～ 50万円	410万円～600万円		110,400 +（医療費－ 368,000）× 1%	<44,400>	530,000
	約510万円 ～ 約650万円	36万円 ～ 41万円	313万円～410万円		98,100 +（医療費－ 327,000）× 1%		
	約370万円 ～ 約510万円	28万円 ～ 34万円	210万円～313万円		85,800 +（医療費－ 286,000）× 1%		
	約260万円 ～ 約370万円	20万円 ～ 26万円	127万円～210万円		69,600		
	約200万円 ～ 約260万円	16万円 ～ 19万円	86万円～127万円		65,400		
	～ 約200万円	15万円以下	86万円以下		61,500	<34,500>	410,000
住民税非課税			36,900		<24,600>	290,000	

70歳以上	所得区分			負担割合	月単位の上限額（円）			年単位の上限額（円）
	年収換算	健保（標準報酬月額）	国保・後期（課税所得）		外来（個人ごと）	多数回該当		
	約1,650万円～	127万円以上	1,107万円以上	3割	342,000 +（医療費－1,140,000）× 1%	<140,100>	1,680,000	
	約1,410万円～約1,650万円	103万円～121万円	900万円以上		303,000 +（医療費－1,010,000）× 1%			
	約1,160万円～約1,410万円	83万円～98万円	690万円以上		270,300 +（医療費－901,000）× 1%			
	約1,040万円～約1,160万円	71万円～79万円	614万円以上		209,400 +（医療費－698,000）× 1%	<93,000>	1,110,000	
	約950万円～約1,040万円	62万円～68万円	504万円以上		194,400 +（医療費－648,000）× 1%			
	約770万円～約950万円	53万円～59万円	380万円以上		179,100 +（医療費－597,000）× 1%			
	約650万円～約770万円	44万円～50万円	280万円以上		110,400 +（医療費－368,000）× 1%	<44,400>	530,000	
	約510万円～約650万円	36万円～41万円	203万円以上		98,100 +（医療費－327,000）× 1%			
	約370万円～約510万円	28万円～34万円	145万円以上		85,800 +（医療費－286,000）× 1%			
	約260万円～約370万円	20万円～26万円 （※2）	57万円以上 （※2、3）	2割	28,000 （年間上限216,000）			69,600
	約200万円～約260万円	16万円～19万円	28万円以上		65,400			
	～約200万円	15万円以下	28万円未満 （※4）	70～74歳 2割 75歳以上 1割（※5）	22,000 （年間上限216,000）	61,500	<34,500>	410,000
住民税非課税			13,000 （年間上限96,000）		25,700	<24,600>	290,000	
住民税非課税（所得が一定以下）			8,000		15,700	—	180,000	

※1 義務教育就学前の者については2割。

※2 収入の合計額が520万円未満（1人世帯の場合は383万円未満）の場合も含む。

※3 旧ただし書き所得の合計額が210万円以下の場合も含む。

※4 後期については、年金収入＋その他の合計所得金額が200万円未満（複数世帯の場合は320万円未満）の場合も含む。

※5 課税所得が28万円以上かつ年金収入＋その他の合計所得金額が200万円以上（複数世帯の場合は320万円以上）の者については2割。